

## 団体信用生命保険普通保険約款における 保険金等支払関係の主な規定内容（抜粋）

(注) 本内容は、保険金等のご請求やお支払いに関するお客さまのご理解をサポートするための一助として、掲記約款のなかから、保険金等のご請求やお支払いに関する主な規定を抜粋したものです。（当該約款の全ての規定を記載しているものではありません。）

### この保険の趣旨

この保険は、信用供与機関である債権者または信用保証機関が債務者および連帯保証人の死亡または所定の高度障害に際し支払われる保険金をもってその債務者および連帯保証人に対する賦払債権の回収を確実にし、また債務者および連帯保証人の賦払債務償還中の生計の安定を図ることを目的とした特殊な団体保険です。

### 1. 総則

#### 第6条（保険金受取人）

この保険契約の保険金受取人は、保険契約者とし、それ以外の者に変更することはできません。ただし、協議により保険契約者以外の者を保険金受取人とすることができます。

#### 第7条（告知義務）

- ① 保険契約者または被保険者は、保険契約の締結または被保険者の追加加入の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が所定の書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。
- ② 当社は、保険契約の締結または被保険者の追加加入の際に必要と認めた場合には、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、当社の指定した医師によって被保険者の診査を行うことがあります。この場合には、被保険者は、告知を求められた事項について、その医師に口頭で告知することを要します。
- ③ 当社は、保険契約の締結または被保険者の追加加入の際に必要と認めた場合には、被保険者に対し健康状態のうち、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項についての資料の提出を求めることがあります。

### 7. 保険金の支払およびその手続

#### 第15条（死亡保険金の支払）

- ① 当社は、被保険者が、協議により定めたその者についての保険期間中に死亡したときは、所定の死亡保険金を保険金受取人に支払います。
- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- ③ 前2項の規定によって死亡保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者について高度障害保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

#### 第16条（死亡保険金の請求手続）

- ① 保険契約者は、被保険者の死亡を知った場合には、すみやかに当社に通知してください。
- ② 保険金受取人は、被保険者の死亡を知った日から起算して2か月以内に、当社に次の書類を提出して死亡保険金を請求してください。ただし、正当の事由があれば、2か月以内に提出できなくてもさしつかえありません。
  1. 当社所定の死亡保険金支払請求書
  2. 当社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書
  3. 被保険者の死亡事実の記載のある住民票
- ③ 当社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

#### 第17条（高度障害保険金の支払）

- ① 当社は、被保険者が、その加入の日または第14条（保険契約の復活）の規定による保険契約の復活時（以下「復活時」といいます。）以後の傷害または疾病により、協議により定めたその者についての保険期間中に別表に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）のいずれかになったときには、所定の死亡保険金と同額の高度障害保険金を保険金受取人に支払います。この場合、その被保険者の加入の日前または復活時前に

すでに生じていた障害状態に、加入の日以後または復活時以後の傷害または疾病（加入の前または復活時にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。

- ② 前項の規定によって高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障害状態になった時に消滅します。

**第18条（高度障害保険金の請求手続）**

- ① 保険契約者は、被保険者が高度障害状態になったことを知ったときは、すみやかに当会社に通知してください。
- ② 保険金受取人は、被保険者が高度障害状態になったことを知った日から起算して2か月以内に、当会社に次の書類を提出して高度障害保険金を請求してください。ただし、正当の事由があれば、2か月以内に提出できなくてもさしつかえありません。
1. 当会社所定の高度障害保険金支払請求書
  2. 当会社所定の様式による医師の診断書
  3. 被保険者の住民票
- ③ 当会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

**第20条（保険金の支払の時期および場所）**

- ① 保険金は、第16条（死亡保険金の請求手続）および第18条（高度障害保険金の請求手続）に定める書類（必要事項が完備されていることを要します。）が当会社に着いた日（以下「請求日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に、当会社の本社で支払います。
- ② 当会社は、保険金を支払うために確認が必要な次表の場合において、保険契約の締結から請求までの間に当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ次表の事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金の支払期限は請求日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認が必要な事項
1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める保険金の支払事由に該当する事実の有無
2. 第21条（死亡保険金を支払わない場合）または第22条（高度障害保険金を支払わない場合）、第40条（連帯して債務を負う2人以上の者を被保険者とした場合の特則）第3号に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
3. 第25条（告知義務違反による解除）に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
4. 第23条（詐欺による取消）、第24条（不法取得目的による無効）または第26条（重大事由による解除）に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第26条第1項第4号イからホまでに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約の締結（復活および契約期間の延長を含みます。）もしくは被保険者の追加加入の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結から請求までにおける事実

- ③ 前項に定める事項の確認をするため、次表の特別な照会手続や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ次表に定める日数（第1号から第4号までのうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

特別な照会手続・調査	照会手続・調査の対象となる事項	支払期限
1. 弁護士法その他の法令に基づく照会手続	前項各号に定める事項	180日
2. 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	180日
3. 保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会手続	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	180日
4. 日本国外における調査	前項各号に定める事項	180日

- ④ 保険金の支払期限を前2項に定める日とする場合には、当会社は、確認が必要な事項の内容および支払期限を保険金の請求者に通知します。

- ⑤ 第3項に定める支払期限を過ぎてもなお、第三者機関からの回答の遅延その他の当会社の責任によらない理由により、第3項に定める事項の確認が終わらない場合には、当会社は、その確認が終わらなかった理由および確認が必要な事項の内容を保険金の請求者に通知したうえで、確認を継続します。
- ⑥ 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定する医師による必要な診断を得ることに応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。
- ⑦ 前6項の規定にかかわらず、保険契約者が他の生命保険会社（以下「他社」といいます。）と団体信用生命保険契約を締結している場合には、他社の保険金の支払の時期および場所に関する規定により保険金の支払を行うことを、あらかじめ保険契約者と当会社との協議で定めることができます。

## 8. 保険金を支払わない場合

### 第21条（死亡保険金を支払わない場合）

死亡保険金の支払事由が次の各号のいずれかによって生じたときには、当会社は、死亡保険金を支払いません。

1. 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入の日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金を支払います。
2. 保険契約者の故意
3. 保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人に支払います。
4. 戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金を支払い、または死亡保険金を削減して支払います。

### 第22条（高度障害保険金を支払わない場合）

高度障害保険金の支払事由が次の各号のいずれかによって生じたときには、当会社は、高度障害保険金を支払いません。

1. 被保険者の故意
2. 保険契約者の故意
3. 保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が高度障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人に支払います。
4. 戦争その他の変乱。この場合には、前条第4号ただし書を準用します。

## 9. 保険契約の取消、無効、解除および解約

### 第23条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約を締結もしくは復活したとき、契約期間を延長したときまたは被保険者を追加加入させたときは、当会社は、保険契約者の詐欺による場合にはこの保険契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を取り消し、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

### 第24条（不法取得目的による無効）

保険契約者または被保険者が、保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的（以下本条において「不法取得目的」といいます。）をもって、この保険契約を締結もしくは復活したとき、契約期間を延長したときまたは被保険者を追加加入させたときは、保険契約者に不法取得目的があった場合にはこの保険契約を、被保険者に不法取得目的があった場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

### 第25条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者が、故意または重大な過失によって、第7条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってその告知を求めた事項の内容に応じてこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ② 被保険者が、故意または重大な過失によって、第7条の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの保険契約のその被保

険者に対する部分を解除することができます。

- ③ 保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前2項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者または保険金受取人が、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当社は、保険金を支払います。
- ⑤ 次の各号のいずれかの場合には、当社は、第1項または第2項に定める解除をすることはできません。
  1. この保険契約の締結またはその被保険者の追加加入の際に、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  2. 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者が第7条に定める告知をすることを妨げたとき
  3. 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者に対し、第7条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑥ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはその被保険者が第7条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑦ 本条の解除権は、次の各号のいずれかの場合には消滅します。
  1. 当社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月以内に解除しなかったとき
  2. 保険契約が契約日（追加加入の被保険者については、その追加加入日）から起算して2年を超えて継続したとき

#### 第26条（重大事由による解除）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が保険契約者によって生じた場合にはこの保険契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向かって解除することができます。
  1. 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  2. 保険契約者、被保険者または高度障害保険金受取人がこの保険契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  3. この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  4. 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
    - イ. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ニ. 反社会的勢力により保険契約者もしくは保険金受取人の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
    - ホ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  5. 前4号に掲げるもののほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した保険金の支払事由については、保険金（前項第4号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が保険金受取人のみであり、かつ、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。

別表 高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

